

「遠野市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会」質疑応答

1 定款変更について

【問1】

定款変更に係る理事会の承認及び定款登記が、平成29年4月以降に登記がずれ込むことが想定されるが、平成29年4月1日に遡って定款変更登記を行うこととしてもよいか。

質問日	平成29年2月21日	事業所種別	訪問介護・通所介護
-----	------------	-------	-----------

【回答】

当市所管の社会福祉法人における定款変更は、各法人理事会の承認を得た上で、議事録を添付した定款変更認可申請書を法人認可の担当部署（遠野健康福祉の里福祉課社会福祉法人指導監査監）へ提出し許認可を受ける必要があります。許認可後に事業施行日である平成29年4月1日から2週間以内に所轄法務局で変更登記手続きを行うこととなります。

なお、老人福祉法の改正に伴い「老人居宅介護等事業」の定義には「第1号訪問事業」、「老人デイサービス事業」の定義には「第1号通所事業」が含まれたことから、社会福祉法人が現在の定款の目的に、第2種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」、「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要ありません。

【参考】

社会福祉法第2条第3項第4項（第2種社会福祉事業の定義）

老人福祉法第5条の2第2項及び第3項（老人居宅介護等事業及び老人デイサービス事業の定義）

【問2】

定款変更登記はすべての法人（事業者）で必要となるものか。

質問日	平成29年2月21日	事業所種別	訪問介護・通所介護
-----	------------	-------	-----------

【回答】

事業者が株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありませんが、定款は法人運営にあたり重要な規則であることから、適切に変更していただくことが適当であると考えます。株式会社や有限会社等の営利法人であって、現在の定款に総合事業のサービスを実施する旨の記載が無い場合は、総合事業のサービスを行う旨の記載を行う必要があります。社会福祉法人の場合は上記問1のとおりです。営利法人以外の医療法人、特定非営利活動法人におかれましては、定款変更の決議を行う前に各所轄官庁にご確認願います。

【参考】

平成29年2月17日付け遠長第206号「介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う定款等変更について（通知）」

2 運営規定の変更に伴う届出について

【問 1】 運営規定の変更に伴い岩手県へ変更届出する必要はあるか。			
質問日	平成 29 年 2 月 21 日	事業所種別	訪問介護・通所介護

【回答】

運営規定は、現在の運営規定に総合事業の内容を追加して一体的に作成しても、総合事業単独で新たに作成しても差し支えありません。

「みなし指定」の適用を受けている事業者が、第 1 号事業実施にあたって、従前の運営規定と一体的な運営規定を作成する場合、従前の運営規定を変更したことになりますので、指定権者である岩手県に対して当該変更に係る変更届書の提出が必要です。

3 契約書及び重要事項説明書、運営規定等の変更に伴う表記について

【問 1】 契約書及び重要事項説明書の変更に伴い、「介護予防ケアマネジメント A」という表記で良いか。			
質問日	平成 29 年 2 月 21 日	事業所種別	居宅介護支援・訪問介護・通所介護

【回答】

「A」はケアマネジメントの類型を示したものであり、契約書及び重要事項説明書、運営規定等は「介護予防ケアマネジメント」と表記願います。

4 通所計画の作成について

【問 1】 現在、通所計画は 6 ヶ月、評価表は毎月作成し介護支援専門員へ提出しているが、総合事業移行後のケアプラン（予防給付・総合事業いずれも）期間は最長 1 年としたことに伴い、通所計画及び評価表の作成期間はどのようになるか。			
質問日	平成 29 年 2 月 21 日	事業所種別	通所介護

【回答】

ケアプランに基づいた通所計画となることから、ケアプランと同様に最長 1 年の通所計画として差し支えありません。また、評価表は現行と同様に毎月作成し提出願います。

5 事業対象者の有効期限について

【問 1】 事業対象者の有効期間は 2 年間であるが、期間の終わりは認定年月日から 2 年を経過した日となるのか、認定年月日から 2 年を経過した月の末日とするのか。			
質問日	平成 29 年 2 月 21 日	事業所種別	居宅介護支援・訪問介護・通所介護

【回答】

事業体対象者の有効期間は、チェックリストを実施した日から2年を経過した月の月末までとします。(例：チェックリスト実施日が平成29年4月21日場合の有効期間は、平成29年4月21日から平成31年4月30日まで)

6 基本チェックリストについて

【問1】

「基本チェックリストの実施は要支援～要介護2相当の者に対して実施する」とあるが対象者の考え方について。

質問日	平成29年2月21日	事業所種別	居宅介護支援
-----	------------	-------	--------

【回答】

基本チェックリスト実施対象者の判断に迷う場合は、地域包括支援センターへお問い合わせ願います。

【問2】

基本チェックリストにおいて、質問No.12の身長・体重を記載する必要があるが不明の場合はどうしたらよいか。

質問日	平成29年2月15日	事業所種別	居宅介護支援
-----	------------	-------	--------

【回答】

原則、本人・家族への確認をお願いします。しかし、いずれからでも回答が得られない場合は通所サービス事業所等や医療機関からの情報等で確認し、回答できる範囲で記載ください。その上で回答できない場合は空欄で提出ください。

7 サービス内容について

【問1】

総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスは月定額報酬だがショートステイを利用した場合は日割り計算となるのか。

質問日	平成29年2月21日	事業所種別	居宅介護支援・訪問介護・通所介護
-----	------------	-------	------------------

【回答】

介護予防給付と同様、日割り計算となります。

【問2】

訪問型サービス及び通所型サービスともに、対象者の区分に応じて利用回数が定められているが、利用者の状況や介護者の事情等により定められた回数を超えた利用が必要と判断される場合は弾力的な取扱いが可能か。

質問日	平成29年2月21日	事業所種別	居宅介護支援・訪問介護・通所介護
-----	------------	-------	------------------

【回答】

利用回数については、従来どおり一連のケアマネジメントを行い、サービス担当者会議によって決定することになりますが、各対象者区分に該当する利用回数以上の利用希望があった場合に、アセスメントにより専門的なサービスが所定の回数以上に必要と判断された場合は、地域包括支援センターにご相談願います。

8 ケアプランの変更について

【問1】

当初は総合事業のみのサービス利用希望だったが、ケアマネジャーのアセスメントにより予防給付を途中から利用することになった場合のケアプランの取扱いは。

質問日	平成 29 年 2 月 15 日	事業所種別	居宅介護支援
-----	------------------	-------	--------

【回答】

当市は全ての人が必要介護・必要支援認定を受ける手順とすることから、認定後は予防給付・総合事業を同時に利用することが可能となります。ご質問のとおり、当初は総合事業のサービスのみ希望していたが、ケアマネジャーのアセスメントにより予防給付のサービス利用が必要となった場合でも予防給付・総合事業の併用が可能です。サービス追加の際は、適宜ケアプラン変更で対応して頂くようお願いいたします。

9 事業所番号について

【問1】

運営規定に事業所番号を表記する場合、現行の介護保険事業所番号を表記することでよいか。また、指定者は県から市へ変更し表記するものか

質問日	平成 29 年 3 月 16 日	事業所種別	訪問介護・通所介護
-----	------------------	-------	-----------

【回答】

みなし指定の事業者であれば、総合事業に移行後も現在の事業所番号を利用することになります。なお、平成 30 年度以降も総合事業を実施するみなし指定の事業者は、平成 29 年度中に市に対し指定更新手続きを行う必要があります。更新後の指定者は遠野市となります。

10 総合事業の暫定利用について

【問2】

総合事業の暫定利用は可能か

質問日	平成 29 年 3 月 16 日	事業所種別	訪問介護・通所介護
-----	------------------	-------	-----------

【回答】

要支援の認定が出ることを見込み、総合事業の訪問型・通所型サービスを暫定のケアプランに基づいて利用することはあり得ます。

要介護認定申請と同時に基本チェックリストによる判定により事業対象者となり、その認定が出るまでの間に利用したサービスの取り扱いの原則は次のとおりです。

事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取り扱う。
(厚労省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」p113)

また、下記も参考にしてください。(厚労省・総合事業Q&A 平成27年3月31日版)

Q. 基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

A. 要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。

お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となる。

- ① 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。
- ② 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。

なお、介護予防支援の暫定プランで総合事業を併用する場合は、予め地域包括支援センターへご相談願います。

11 契約書の表記について

【問3】

契約書の表記は「事業所」なのか「事業者」なのか

質問日

平成29年3月16日

事業所種別

訪問介護・通所介護

【回答】

利用者と法人が提供するサービスの契約行為であることから「事業者」として表記するものと解します。